

家計急変採用(給付奨学金)について

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金の支援対象となります。

募集時期	家計急変の事由が発生したときから <u>3か月以内</u>
家計急変の事由	A) 生計維持者の一方(又は両方)が 死亡 B) 生計維持者の一方(又は両方)が 事故又は病気 により、半年以上、就労が困難 C) 生計維持者の一方(又は両方)が 失職 D) 生計維持者が 震災、火災、風水害等に被災 した場合であって、次のいずれかに該当 ① 上記A～Cのいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
対象者の要件 ※HPで要確認	① 大学への入学時期等に関する要件 ② 学業成績等に係る基準 ③ 家計に係る基準(収入基準・資産基準)
支給金額	【自宅通学】 第Ⅰ区分:38,300円 第Ⅱ区分:25,600円 第Ⅲ区分:12,800円 【自宅外通学】 第Ⅰ区分:75,800円 第Ⅱ区分:50,600円 第Ⅲ区分:25,300円
授業料等の減免	給付奨学生として採用された学生は、入学金(入学後3か月以内に認定を受けた学生が対象)、授業料の減免を受けることができます 【減免額】 第Ⅰ区分:全額免除 第Ⅱ区分:2/3減額 第Ⅲ区分:1/3減額

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合も、上記の「家計急変の事由」に該当すれば申し込めます。



「家計急変採用」について
(JASSOホームページ>奨学金>奨学金の制度(給付型)>給付奨学金(家計急変採用))